

2025 年 9 月 2 6 日

株式会社シーイーシー

クラウドソリューション事業部

項目	現行	改定後
契約条項の変更 廃止	(新設)	第 2 章 サービスの種類 第 3 条 (サービスの種類) ■ ハウジングサービス <u>(6)レディメイドラックサービス</u>
契約条項の変更 廃止	第 3 章 契 約 第 1 節 M E X インターネットアクセスサービスに係る契約 第 1 2 条 (サービス水準保証) 11. 当社は、次の各号に該当する場合、対象サービスの一部を中断、停止または制限することができるとし、これにより生じた影響について責任を負わないものとします。 (1)第 3 項に該当する場合 (2)帯域共有型のサービスにおいて、契約者が当社設備のリソースを占有した場合	第 3 章 契 約 第 1 節 M E X インターネットアクセスサービスに係る契約 第 1 2 条 (サービス水準保証) 11. 当社は、次の各号に該当する場合、対象サービスの一部を <u>中断、停止、制限又は終了すること</u> ができるものとし、これにより生じた影響について責任を負わないものとします。 (1)第 3 項に該当する場合 (2)帯域共有型のサービスにおいて、契約者が当社設備のリソースを占有した場合 <u>(3)当社の責めに帰すべき事由に寄らず CEC データセンターサービスの提供が出来る見込みがない場合</u> <u>(4) 天災、その他の不可抗力等の当社の責に帰すべからざる事由又は火災（当社の故意、重過失に基づくものを除く。）により設備の全部若しくは一部が滅失若しくは毀損して修復の見込みがない場合</u>
契約条項の変更 廃止	第 3 章 契 約 第 1 節 M E X インターネットアクセスサービスに係る契約 第 1 8 条 (契約者が行う M E X インターネットアクセスサービス契約の解約) M E X インターネットアクセスサービス契約者は、解約を希望する日付の 1 か月以上前に書面により当社に通知することにより、M E X インターネットアクセスサービス契約を解約	第 3 章 契 約 第 1 節 M E X インターネットアクセスサービスに係る契約 第 1 8 条 (契約者が行う M E X インターネットアクセスサービス契約の解約) M E X インターネットアクセスサービス契約者は、解約を希望する日付の <u>各サイト</u> で定める <u>契約解除の通知期限（CEC データセンターサービス契約約款 別表（2）提供サイト情報に記載）</u> よ

	することができます。ただし、第 5 条に定める最低利用期間内においては、第 8 第 3 項に定める解約料金の支払い義務が発生します。	<u>り前に書面により当社に通知することにより、MEX インターネットアクセスサービス契約を解約することができます。ただし、第 5 条に定める最低利用期間内においては、第 8 第 3 項に定める解約料金の支払い義務が発生します。</u>
契約条項の変更 廃止	第 3 章 契 約 第 2 節 ハウジングサービスに係る契約 第 2 9 条（電気通信回線の引き込み） 4.当該引き込みにより発生する当社の費用（当社の作業量・手数料、原状回復費用等を含む）は契約者が一切の負担をするものとします。	第 3 章 契 約 第 2 節 ハウジングサービスに係る契約 第 2 9 条（電気通信回線の引き込み） 4.当該引き込みにより発生する当社の費用（<u>当社の作業料・手数料、原状回復費用等を含む</u>）は契約者が一切の負担をするものとします。
契約条項の変更 廃止	第 8 章 損害賠償 第 2 節 ハウジングサービスに係る契約 第 5 4 条（免責） 3.当社が提供するサービスについて負担する責任は、第 1 2 条第 1 項記載の金額を限度とし、そのサービスの契約者又はその者のサービスを受ける契約者に対しては、債務不履行、不法行為その他法律上の原因を問わず当社はこれ以上の責任を負担しません。また、当社は、サービスの利用に起因または関連する契約者（ユーザを含みます）のデータの喪失、逸失利益、代品入手費用またはその他の特別損害、付随的損害、派生的損害もしくは間接損害については、一切責任を負いません。	第 8 章 損害賠償 第 2 節 ハウジングサービスに係る契約 第 5 4 条（免責） 3.当社が提供する <u>MEX インターネットアクセスサービスについて負担する責任は、第 1 2 条第 1 項記載の金額を限度とし、ハウジングサービスについて負担する責任は、当月の月額利用料金の相当額を限度とします。</u>そのサービスの契約者又はその者のサービスを受ける契約者に対しては、債務不履行、不法行為その他法律上の原因を問わず当社はこれ以上の責任を負担しません。また、当社は、サービスの利用に起因または関連する契約者（ユーザを含みます）のデータの喪失、逸失利益、代品入手費用またはその他の特別損害、付随的損害、派生的損害もしくは間接損害については、一切責任を負いません。
契約条項の変更 廃止	（新設） 。	第 8 章 損害賠償 <u>第 2 節 ハウジングサービスに係る契約</u> <u>第 5 4 条（免責）</u> <u>6. 当社は、CEC データセンターサービスに基づく当社の業務が契約の内容に適合しないことがあった場合、契約に基づき必要な作業を契約期間中繰り返し実施することとし、業務の契約内容不適合により生じた契約者（ユーザを含みます）の損害については責任を負わないものとします。</u>

契約条項の変更 廃止	第 9 章 雑 則 第 2 節 ハウジングサービスに係る契約 第 5 6 条 (契約期間) 各個別契約の当初契約期間は、各個別契約が成立した日から最低利用期間の満了の日までとし、当社または契約者が契約期間満了の 1 か月前までに書面にて当該個別契約を終了する旨を相手方に書面により通知しない限り、当該契約期間満了日の翌日より 1 年間、自動的に更新されるものとします。	第 9 章 雑 則 第 2 節 ハウジングサービスに係る契約 第 5 6 条 (契約期間) 各個別契約の当初契約期間は、各個別契約が成立した日から最低利用期間の満了の日までとし、当社または契約者が契約期間満了の各サイトで定める契約解除の通知期限 (CEC データセンターサービス契約約款 別表 (2) 提供サイト情報に記載) より前に書面にて当該個別契約を終了する旨を相手方に書面により通知しない限り、当該契約期間満了日の翌日より 1 年間、自動的に更新されるものとします。
契約条項の変更 廃止	(新設)	第 9 章 雑 則 第 2 節 ハウジングサービスに係る契約 第 5 9 条 (設備の管理及び必要な措置の実施) 契約者は、契約者が設置した設備を修理、稼働若しくは改造し又はこれに他の装置を付加する場合は、事前に当社にその旨連絡し、承諾を得るものとする。 2. 本条に基づき設置した設備の正常な保守が困難であると当社が判断した場合又は、設置設備の運用により当社の所有する設備に影響を及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は、契約者に対し、設置設備への必要な改造及び改修等を要求することができるものとします。なお、費用は契約者が負担するものとします。
契約条項の変更 廃止	(新設)	第 6 1 条 (再委託) 当社は、本サービスの提供業務の一部またはその全部を、第三者に委託する必要があると判断した場合には、第三者へ委託することができるものとします。その場合、契約者の情報、預託品等について、本サービスの提供上必要な範囲内で当社は委託した第三者に開示および再預託できるものとし、契約者はあらかじめ承諾するものとします。なお、委託した第三者には当社と同等の義務を課すものとします。

契約条項の変更 廃止	(新設)	<u>第 6 6 条 (輸出管理)</u> <u>契約者は、契約者が当社から CEC データセンターサービスに基づき開示した一切の情報、貸与品等及び CEC データセンターサービスに係る業務の過程で取得又は創出された一切の成果物(成果物に係るノウハウ・情報を含む)を海外に持ち出し、又は非居住者に提供する場合には、経済産業大臣の輸出許可を取得するなど、関連法規に基づく適正な手続きをとるものとし、適正な手続きのために必要な措置をとるにあたり、当該当事者から要請があった場合には、相手方当事者はこれに協力するものとする。</u> <u>2 この約款の他の規定にかかわらず、当社は、契約者が前項に定める事項に違反した場合には、直ちに契約を解除できるものとし、契約者は、当該違反により当社に生じた損失を補償するものとする。</u> <u>3 本条の規定は契約の終了後も引き続き効力を有するものとする。</u>
附則の改定	(附則) 第 1 条 (施行) この改正約款は、2024 年 4 月 11 日より施行するものとします。 1 9 9 7 年 1 1 月 1 日実施 2 0 0 2 年 4 月 1 日一部改正 2 0 0 6 年 4 月 1 日一部改正 2 0 0 8 年 7 月 1 日一部改正 2 0 0 8 年 9 月 2 5 日一部改正 2 0 1 0 年 9 月 1 日一部改正 2 0 1 2 年 4 月 1 日一部改正 2 0 1 4 年 5 月 1 日一部改正 2 0 1 9 年 1 1 月 1 日一部改正 2 0 2 0 年 1 1 月 1 日一部改正 2 0 2 4 年 4 月 1 1 日一部改正	(附則) 第 1 条 (施行) <u>この改正約款は、2025 年 9 月 2 6 日より施行するものとします。</u> 1 9 9 7 年 1 1 月 1 日実施 2 0 0 2 年 4 月 1 日一部改正 2 0 0 6 年 4 月 1 日一部改正 2 0 0 8 年 7 月 1 日一部改正 2 0 0 8 年 9 月 2 5 日一部改正 2 0 1 0 年 9 月 1 日一部改正 2 0 1 2 年 4 月 1 日一部改正 2 0 1 4 年 5 月 1 日一部改正 2 0 1 9 年 1 1 月 1 日一部改正 2 0 2 0 年 1 1 月 1 日一部改正 2 0 2 4 年 4 月 1 1 日一部改正 <u>2 0 2 5 年 9 月 2 6 日一部改正</u>
サービス一覧の変更	CEC データセンターサービス契約約款 別表	CEC データセンターサービス契約約款 別表

廃止	(1) サービス一覧 3. インターネット接続サービス <提供サイト> KDC1 TDC1 TDC2	(1) サービス一覧 3. インターネット接続サービス <提供サイト> KDC1 TDC1 TDC2 <u>TDC3</u>
サービス一覧の変更 廃止	CEC データセンターサービス契約約款 別表 (1) サービス一覧 5.ハウジングサービス <提供サイト> KDC1 TDC1 TDC2	CEC データセンターサービス契約約款 別表 (1) サービス一覧 5.ハウジングサービス <提供サイト> KDC1 TDC1 TDC2 <u>TDC3</u>
サービス一覧の変更 廃止	(新設)	CEC データセンターサービス契約約款 別表 (1) サービス一覧 <サービス項目> <u>6. レディメイドラックサービス</u> <サービス内容> <u>他 DC 事業者が提供するハウジングサービスに</u> <u>て環境(スペース)を提供し、契約者の請求により</u> <u>その機器の運営・監視を提供するサービス</u> <提供サイト> <u>TDC3</u> <種別> <u>ハウジングラック</u> <u>フルラック</u> <u>ハウジング電源</u>
提供サイト情報の変更 廃止	(新設)	CEC データセンターサービス契約約款 別表 (2) 提供サイト情報 サイト名・場所・提供可能サービス・<u>契約解除の</u> <u>通知期限</u> <サイト名> <u>東京第三データセンター</u> <サイト略称>

		<u>TDC3</u> <場所> <u>東京都練馬区</u> <契約解除の通知期限> <u>3 か月</u> <※提供可能サービス> <u>3, 5, 6</u>
--	--	---

以上